

2026年2月 刑法 出題の意図

解答・採点のポイント等(各10点)

〔設問1〕

1. 条件関係について確認しているか。
(キーワード:コンディテオ公式、論理的結合説、合法則的条件関係説等)
2. 因果関係論の検討が行われているか。
(キーワード:条件説、原因説、相当因果関係説等)
3. 判断基底論と予見可能性の問題を理解しているか。
(キーワード:判断基底、予見可能性、主観説、客観説等)
4. 危険の現実化論ないし客観的帰属論への言及があるか。
(キーワード:実行行為、危険性、主観説、客観説、介在事情、危険創出、危険実現等)
5. その他(あてはめの正確性、論理的展開力、答案構成力等)

*留意点: 判断基底論を軸とした、伝統的な相当因果関係論は、大阪南港事件のような事案を適切に処理できるのか、一定の修正を施せばなお適用できるのか。それとも、危険の現実化説や客観的帰属論による説明によるほうが良いのか、いずれにしても、論理的矛盾のない展開力が試される。

〔設問2〕

1. 詐欺罪と強盗罪の問題であることが理解できているか。
(キーワード: 欺罔行為、錯誤、処分行為、占有移転、暴行・脅迫の程度等)
2. 犯意先行型と飲食先行型の区別ができているか。
(キーワード: 挙動による欺罔、処分行為の有無等)
3. 1項強盗と2項強盗の区別ができているか。
(キーワード: 財物、財産上の利益、強取等)
4. 罪数関係の処理ができているか。
(キーワード: 併合罪、〔混合的〕包括一罪等)
5. その他(あてはめの正確性、論理的展開力、答案構成力等)

*留意点: 無銭飲食事例において、財物の詐取後に暴行・脅迫を加えて当該財物の代金の支払いを免れた場合、犯意先行型1項詐欺と2項強盗の関係を見抜き、両罪の罪数関係をどう考えるか。併合罪と考えた場合は、財産性を2重評価していることにならないかについても、指摘できるかが問われる。